

業務提携に関する検討会（第7回）議事要旨

- 1 日 時 令和元年5月17日（金）14：00～16：03
- 2 場 所 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会官房第1会議室（11階）
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 討議（「先進的な業務提携に関する独占禁止法上の考え方」について）
 - (3) 閉会
- 5 議事概要
各委員から出された意見等は以下のとおり。

- 業務提携それ自体として独占禁止法上の問題となり得る場合の整理については、欧州委員会の「デジタル時代の競争政策」¹も参考になると考えられる。また、業務提携の手法の1つであるデータの収集・集積の共同化に関する問題と業務提携後のデータの収集・集積の具体的手法に関する問題は異なる論点があることから、明確に分けて考えるべきである。
- 報告書として取りまとめるに当たっては、これまで検討してきた業務提携に関する独占禁止法上の一般的な考え方と今回議論の対象としている「先進的な業務提携に関する独占禁止法上の考え方」の論点が整合するようにすべきである。
- 「先進的な業務提携に関する独占禁止法上の考え方」では、主にデータに関するものが中心となっているため、それを取り上げる趣旨や理由を示す必要があると考えられる。その趣旨や理由としては、例えば、データの特性からデータを用いた商品の品質が統一される問題や、異業種間でデータを持ち寄って新ビジネスが行われる場合に他の事業者の拘束や排除等が今後行われ得る問題があるといったことが考えられる。
- ここで議論している類型については、データの収集・集積・利活用の局面ごとの独占禁止法上の問題を検討することのほかに、それら問題となる行為がどの市場に影響を及ぼしているかといった整理も特に重要と考えられる。
→ 今回取り上げている業務提携においてどの市場を画定するのは難しい問題であるが、その点を指摘する方がよいと考えられる。

以上

（文責：公正取引委員会事務総局 速報のため事後修正の可能性あり。）

¹ European Commission (2019) “Competition Policy for the digital era”

業務提携に関する検討会委員名簿

池田 毅	池田・染谷法律事務所 弁護士
石垣 浩晶	NERAエコノミックコンサルティング マネジングディレクター／東京事務所代表
齊藤 高広	南山大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
多田 敏明	日比谷総合法律事務所 弁護士
座長 根岸 哲	神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授
宮井 雅明	立命館大学法学部教授 (競争政策研究センター主任研究官)
山田 英司	株式会社日本総合研究所 理事

[五十音順, 敬称略, 役職は平成30年12月14日現在]